

地区計画の区域内における行為の届出書 ( 八幡宿駅東口地区 )

令和 年 月 日

(あて先) 市 原 市 長

届出者 住所  
氏名

印

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更 } について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 市原市八幡
2. 行為の着手予定日 令和 年 月 日
3. 行為の完了予定日 令和 年 月 日
4. 設計又は施行方法 (位置図、配置図、平面図、立面図、は土地区画整理事業施行地区内行為許可申請図書のとおり)

(1) 土地の区画形質の変更	〔 有 (区域の面積 $m^2$ ) ・ 無 〕				
(2)	(イ)行為の種別 ( 建築物の建築・工作物の建設 ) ( 新築・改築・増築・移転 )				
建築物の建築又は工作物の建設の概要	ロ		届出部分	届出以外の部分	合計
	(Ⅰ)敷地面積				$m^2$
	(Ⅱ)建築又は建設面積		$m^2$	$m^2$	$m^2$
	(Ⅲ)延べ面積		$m^2$	$m^2$	$m^2$
	(Ⅳ)高さ	(Ⅴ)用途			
		(Ⅵ)かき又はさくの構造			
	地盤面から $m$	(Ⅶ)形態又は意匠			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積		$m^2$		
	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3. 地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
4. 都市計画法第 12 条の 5 第 6 項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
  - ①当該建築物の建築については、(2) (ロ) (Ⅲ) 延べ面積欄の ( ) の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。  
用途の変更があわせて行われる時は、用途変更後の住宅の用途に供する部分延べ面積を記載すること。
  - ②当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (Ⅰ) 敷地面積の合計欄及び (2) (ロ) (Ⅲ) 延べ面積の合計欄 (同欄中の ( ) は、用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄) についても記載すること。
5. 同一の土地の区域について 2 つ以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

<連絡先> 住所、氏名、電話番号